

せ給ふ御事共はあるなれ、玄かはあれど、儲君の外は、皇子皇女皆々御出家の事においては、今もなほおどろへし代のさまにかはり給はず、凡匹夫匹婦の賤しきも、子を生ては、必らず其室家あらむ事を思ふ、これ天下古今の人の情なり、また今農工商の類だにも、男には其資財をわかつ、女には其婚嫁をもとむ、ましてや士より以上、ことごくみな玄からざるはなし、かゝる世のならはしとなりて年久しければ、朝家には今まで申させ給ふ御事こそなからめ、此等の御事ねがはせ給ふべき所とも思はれず、たゞ又朝家には申させ給ふ御事こそなからめ、これららの御沙汰なからむ事、上につかふまつらせ給ふ所をつくされしとも申べからず、當時公家の人々、家領のほどもあるなれば、皇子立親王の事おはしまさむにも、いかほどの土地をまゐらせらるべき、皇女御下嫁の事おはしまさむにも、いかほどの國財をか費し給ふべき、この國天祖の御後のかくのみおはしまさむに、當家神祖の御末は、常盤堅盤に、榮えおはしまさむ事を望まむは、いかにやはさふらふべき、されど某が申すごとくならむには、これより後代々の皇子皇女、其數多くおはしまさむに至ては、天下の富もつがせ給はぬ所ありぬべしなど申す事も候はん歟、古より皇子皇女數十人おはしませし代々もすくなからぬ、それらの御後、今に至り給ふは、いくばくもおはしまさず、天地の間には、大算數といふものゝある也と古の人は申たりき、これ等の事は、人の智力のおし量るべき所にあらず、只理の當否をこそ論じ申すべきれ、或は又皇子の御後多からむには、つひには武家の御ため、不利の事をも出來ぬべきなを申す事もあるべきにや、高倉宮の令旨によりて、諸國の源氏起りし事もあれど、これは平相國入道のひが事のみ多くして、家滅びぬべき時にあたれるなり、もし此等の事を以て誠とばたとひ御出家の御身といふとも、それらの事あらじとは申すべからず、これらはたゞ武家すべきも、高時入道滅びし時に令旨なされしは、梨本の御坊○護良親王にはおはしまさずや、さらばたとひ御出家の御身といふとも、それらの事あらじとは申すべからず、これらはたゞ武家